

「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会
（第2回）議事要旨

日 時：平成26年10月31日（金）午後3時～

場 所：市役所4階 市民局 第4～6会議室

川崎部会長 定刻になりましたので、ただいまから、大阪市人権施策推進審議会 第2回「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会を開催させていただきます。

さて、議題に入る前に、前回の会議でこの方策検討部会会議の公開・非公開の取扱いについては、審議会等の会議は原則公開である中、当部会でいわゆるヘイトスピーチの定義等を検討するにあたり、議事を公開することにより、会議で取り扱うこととなるセンシティブな人権侵害事象を広く一般に知らせることとなり、本部会の意図に反して、市民の差別意識を助長し、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれもあることから、当部会の議事についてはすべて非公開とすると決定したところです。

一方で議題によっては、議事を公開する必要があるとのご意見もいただいているところです。それを踏まえ、改めて公開・非公開の取扱いを確認させていただきたいと思い、事前に部会委員の皆さんにお諮りしたところ、審議会等の会議は原則公開であることから、本日の第2回会議以降は、差別事象や相談などの具体事例を参考にするなど、公開することによって個人情報や差別を助長しかねない内容を議論する場合に限って、非公開の取扱とすることでご賛同をいただきました。

つきましては、本日の議題のうち、（1）次回の検討部会におけるヒアリングについては公開とし、（2）については非公開の取扱といたしますので、よろしく願いいたします。なお、今回からこの方策検討部会の進行は、私が行いたいと思いますので、円滑な議事の進行にご協力よろしく願いいたします。

<以下議題に係る意見等の要約>

議 題（1）次回の検討部会におけるヒアリングについて

憎悪表現（ヘイトスピーチ）によって被害にあったと主張している団体（特定非営利活動法人コリアNGOセンター）を対象として、次回の方策検討委員会でヒアリングを行うことが確認された。

議 題（2）「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策を検討するにあたっての論点（試案）

1 目的について、市民の人権擁護であるということが再確認された。

2 「憎悪表現」の定義をどうするかについて、名称に「ヘイトスピーチ」という単語を使用して議論することとなった。①対象者については、検討期間が限られていることから、まず、人種、民族に限定して議論をし、その後、他の対象へ広げていくことも検討するということが確認された。②意図・目的については、単なる批判や非難は対象外ということが確認された。③表現の内容については、一般的に、不特定多数の者に向けられた行為を対象とし、限定されたメンバーだけの集会等は対象外と考えるが、個別に検討判断が必要との意見をいただいた。

3 措置の種類では、国との役割分担については、国には法律に基づく、人権侵害救済手続の枠組みが確立されており、地方自治体は補完的な役割を果たすものであり、大阪市に申立があった事案について、国の制度で対応できる事案は国に委ねることを原則として良いかということについては、国が実施しているから、市ができないというものでもない。国が実施しているものを市が実施しても良いのではないかと意見をいただいた。

国が実施していない措置として、表現発信者に対する本市施設の利用制限については、判例を参考に議論をしたが、表現の自由との関係で限定的に判断されており、単にヘイトスピーチが行われるとかヘイトスピーチを行っている団体であるということだけで利用を制限することは難しいとの意見をいただいた。

認識等の公表については、表現発言者に対する抑止効果は期待できないのではないかと、事例を公表することによって差別が拡散するのではないかという意見とともに、単なる公表ではなくて、市としてこの様な事案は望ましくないなどの価値判断も合わせて公表することが必要ではないかとの意見をいただき、公表の方法を引き続き議論することとなった。

訴訟費用の支援については、他都市の例を参考に議論したが、実施する方向で考えるにしても費用を貸与するか、給付するかについては、給付までは難しいのではないかと意見をいただき、具体的な手法や政策目的の設定などについて引き続き検討することとなった。

4 措置の手続の枠組みについては、申立を基本とし、委員会の職権による調査を実施する方向で検討することとなった。第三者委員会による審査についても、基本的に第三者委員会の職権による審査となるだろうが、メンバーの構成については今後議論が必要との意見をいただいた。